

東成区の地域福祉を推進する事業、福祉ボランティア活動に
取り組むグループを支援します。

平成 27 年度 東成区善意銀行・東成区地域福祉推進基金による

「地域福祉活動推進支援助成事業」のごあんない

大阪市東成区社会福祉協議会では、区民や団体、企業のみなさまからの善意銀行への預託金（寄付）と地域福祉推進基金の預金利息を活用し、地域福祉の推進を目的に、さまざまな区民の参加を得て取り組まれる事業、ならびに地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する福祉ボランティアグループを支援していくため「地域福祉活動推進支援助成事業」を実施します。

1 助成金額

1 件 3 万円以内

2 助成対象

- ① 法人格を有さない（NPO法人を除く。）福祉関連団体が実施する東成区での地域福祉の推進を目的に、区民の参加・参画により実施する事業の実施経費
- ② 地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する、5人以上により構成される福祉ボランティアグループの活動経費

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・ 暴力団もしくはその統制下にあるもの
- ・ 地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
- ・ 団体予算が500万円を超えているもの

3 助成対象となる事業および活動

次の各号に該当する事業および活動を支援します。

- ① 高齢者の支援を目的とする事業および活動
- ② 障がい者の支援を目的とする事業および活動
- ③ 児童・青少年への支援を目的とする事業および活動
- ④ 子育て中の親への支援を目的とする事業および活動
- ⑤ 外国籍の方への支援を目的とする事業および活動
- ⑥ その他社会的に援護を必要とする方の支援を目的とする事業および活動

4 助成対象となる経費

次に該当する経費が助成対象となります。

| 費目 | ①地域福祉推進事業経費 | ②福祉ボランティアグループ活動経費 |
|--------|-----------------|-----------------------|
| 消耗品費 | 事務用品・日用品費 | 事務用品・日用品費 |
| 印刷製本費 | 事業実施に必要な資料の印刷経費 | グループの運営や事業実施に必要な印刷経費 |
| 通信運搬費 | 郵送料、講師等交通費 | 活動に必要な郵送料、交通費等 |
| 報償費 | 研修会の講師謝礼、視察研修謝礼 | ボランティア養成講座等の講師謝礼 |
| 使用料 | 会議室・バス等の借り上げ料等 | 活動場所の使用にかかる経費等 |
| 保険料 | 事業の実施に必要な損害保険料 | 事業の実施、ボランティア活動にかかる保険料 |
| 備品購入経費 | | 活動に必要な備品（1万円以上）購入経費 |

※ この助成金はいかなる場合でも飲食費、職員費に使用することはできません。ただし、事業実施に必要な食材料費の購入にかかる経費には使用できます。

※ 活動場所の設備備品の購入や修繕にかかる経費については使用できません。

※ 他の団体の助成金を受けているグループは、この事業に申請できません。

5 申し込み方法

地域福祉活動推進支援助成事業申請書（様式1）に①会則または規約、②役員名簿または会員名簿、③助成事業実施計画書および及び予算書（様式2）を添付し、東成区社会福祉協議会窓口までお申込みください。

6 申し込み期間

平成27年4月1日（水）～20日（月）必着

7 選考審査方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会並びに地域福祉推進基金運営委員会において、その内容を審査し、助成先と助成金額を決定します。

8 決定通知

選考結果については、文書で通知します。（5月下旬予定）

※ 助成金については、6月末までに振込予定。詳しくは助成金交付決定団体に郵送でお知らせします。

9 留意事項

- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更ある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由なく申請内容に虚偽があったときや委員会が不適切と判断した場合、変換いただく場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出や電話又は訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

【申込み・お問合せ先】社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
〒537-0013 大阪市東成区大今里南3丁目11番2号 TEL06-6977-7031
ホームページアドレス <http://www.higasinarikushakyo.jp>

地域福祉活動推進支援助成事業実施要領

1 目的

本事業は、東成区における地域福祉の推進を目的に、さまざまな区民の参加を得て取り組まれる事業、並びに地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する福祉ボランティアグループを助成し、より充実した取り組みとなるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とする。

3 実施に向けた財源及び予算

本事業は、東成区善意銀行に預託された寄付金と地域福祉推進基金の運用利息により実施し、その予算については、善意銀行運営委員会並びに地域福祉推進基金運営委員会で検討し、理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。

4 実施方法

(1) 申請対象

- ① 法人格を有さない（NPO法人を除く。）福祉関連団体が実施する東成区の地域福祉の推進を目的に区民の参加、参画により実施する事業の実施経費のうち助成対象となる経費（別表1）を対象とする。
- ② 地域や社会福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象に活動する福祉ボランティアグループの活動経費のうち助成対象となる経費（別表2）を対象とする。

(2) 申請・募集時期

本事業の申請時期は、次のとおりとする。なお、この事業の募集広報については、区社協ホームページ及び広報紙等にて行う。

- ・ 申請受付期間 毎年4月1日～4月中旬

(3) 助成金額

助成金額は、30,000円（上限）とする。

(4) 選考審査

地域福祉活動推進支援助成事業申請書（様式1）に次の関係書類を添えて申請を受け付けた場合は、善意銀行運営委員会並びに地域福祉推進基金運営委員会において、その内容を審査し、助成先を選考する。

- ア 会則又は規約
- イ 役員名簿または会員名簿
- ウ 助成事業実施計画書及び予算書（様式2）

(5) 交付決定通知

区社協は、助成金の交付及び不交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに地域福祉活動推進支援助成事業交付通知書（様式 3-1、3-2）により通知する。

(6) 交付請求

交付決定の通知を受けた者は、速やかに地域福祉活動推進支援助成事業交付請求書（様式 4）を区社協会長宛て提出するものとする。

(7) 助成金交付

区社協は、助成金の交付請求を受けたときは、速やかに手続きし、指定された銀行口座に助成金の振込を行うものとする。

(8) 助成事業実施報告

助成金の交付を受けた者は、事業完了後もしくは年度終了後 2 週間以内に地域福祉活動推進支援助成事業報告書（様式 5）に、次の関係書類を添えて事業報告をするものとする。

ア 助成事業実施報告書及び決算書（様式 6）

イ 領収書の写し

ウ 事業の実施状況や団体の活動状況がわかる写真

5 交付条件

助成金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成金は、東成区の地域福祉の推進を支援することを目的として交付するものであり、その用途が目的と合わない場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがある。
- (2) 本助成金に関わる通帳および領収書は、終了後 5 年間保存しておかなければならない。

6 実施上の留意事項

本事業の実施にあたり、区社協および助成金受領団体は、東成区の地域福祉の向上を目ざし、さまざまな団体との連携、ネットワークに留意し、より多くの区民の参加と協力を得られるよう配慮するものとする。

7 細則

本事業の実施にあたり、必要な事項は会長が定める。

8 附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

【地域福祉活動推進事業実施経費】

団体の活動拠点が東成区にある自発的な地域福祉活動団体で法人格（特定非営利活動法人を除く）を有さない団体が実施する東成区の地域福祉活動を推進する事業実施経費のうち次にあてはまる経費にのみ使用できる。

| 費 目 | 内 容 |
|-------|--|
| 消耗品費 | 事務用品・日用品等 |
| 印刷製本費 | 団体の運営及び事業実施に必要な資料の印刷経費、コピー代等 |
| 通信運搬費 | 郵送料、講師等交通費 |
| 報 償 費 | 研修会の講師謝礼、先進地域・施設等への視察研修謝礼 等 ※ ただし、東成区の地域福祉を推進していくために必要な研修会に限る |
| 使 用 料 | 会議室・バス等の借り上げ料、有料道路通行料等 |
| 保 険 料 | 事業の実施にかかる損害保険料 |

※1 この助成金は、いかなる場合でも飲食費、職員費に使用することはできません。ただし、事業実施に必要な食材料の購入にかかる経費には使用できます。

※2 活動場所の設備備品の購入や修繕にかかる経費については、使用できません。

別表 2

【福祉ボランティアグループ活動助成経費】

東成区内で福祉ボランティア活動を行っている5人以上のグループが東成区の地域福祉の向上に向けた活動に取り組むための経費のうち次にあてはまる経費にのみ使用できる。ただし、宗教活動や政治活動、利益を目的とする活動、他組織から助成を受けている団体はのぞく。

| 費 目 | 内 容 |
|-------|---------------------------------|
| 消耗品費 | 事務用品・日用品等 |
| 印刷製本費 | 団体の運営及び事業実施に必要な印刷経費、コピー代、写真現像代等 |
| 通信運搬費 | 活動に必要な郵送料、交通費等 |
| 報 償 費 | ボランティアや活動リーダーの養成講座等の開催にかかる講師謝礼 |
| 使 用 料 | 活動場所の使用にかかる経費等 |
| 保 険 料 | 事業の実施にかかる損害保険料 |
| 備品購入費 | 活動に必要となる備品（1万円以上）購入にかかる経費 |

※1 この助成金は、いかなる場合でも飲食費、職員費に使用することはできません。ただし、活動実施に必要な食材料の購入にかかる経費には使用できます。

※2 他の団体の助成金を受けているグループは、この事業に申請できません。

(様式1)

平成 年 月 日

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会会長 様

団体名

所在地

代表者

印

平成 年度 地域福祉活動推進支援助成事業申請書

下記のとおり平成 年度助成金の交付を受けたいので別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請内容 () ① 地域福祉活動推進事業実施経費助成
() ② 福祉ボランティアグループ活動助成

※どちらかに○をつけてください

- 2 事業内容もしくは活動内容
-

- 3 助成金申請額 _____ 円

- 4 添付書類

- (1) 会則または規約
(2) 役員名簿または会員名簿
(3) 助成事業実施計画書及び予算書(様式2)

(様式2)

地域福祉活動推進支援助成事業実施計画書及び予算書

実施計画書

<記入上のお願い>

- ・ 事業や活動の内容を具体的に記入してください。
- ・ これまでの活動内容が分かるもの（会報や写真等）があれば添付してください。
- ・ 既存の計画書がある場合は、それを添付してください。

| |
|--|
| |
|--|

収支予算書

収入の部

| 費目 | 金額 | 内容 |
|------|----|---------------|
| 助成金 | | 地域福祉活動推進支援助成金 |
| 自主財源 | | |
| 合計 | | |

支出の部

| 費目 | 金額 | 内容 |
|-------|----|----|
| 消耗品費 | | |
| 印刷製本費 | | |
| 通信運搬費 | | |
| 報償費 | | |
| 使用料 | | |
| 保険料 | | |
| 備品購入費 | | |
| 合計 | | |